

被害者の救済

重度後遺障害被害者への支援

- 療護施設の設置・運営・・・他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施（全国合計9箇所）

平成30年度より、療護施設の空白地域となっている地方部を中心に小規模委託病床を設置（平成30年度は5床設置予定。）

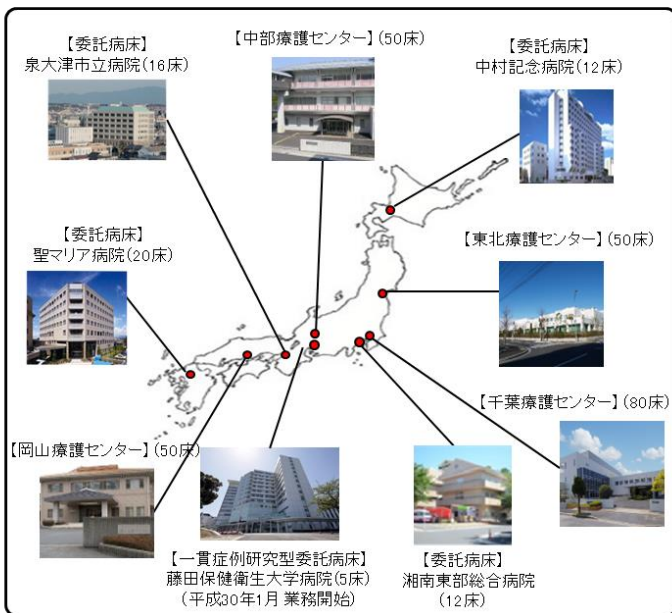
- 短期入院・入所協力事業の実施・・・在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況（平成29年度末現在）>
協力病院：177箇所、協力施設：92箇所

- 在宅生活支援環境整備事業の実施・・・在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備（平成30年度新規）

- 介護料の支給・・・在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

- 訪問支援の実施・・・在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援



自動車事故の防止

- ASV(先進安全自動車)の普及
- 自動車運送事業者による運行管理の高度化、社内安全教育
- プロドライバー等に対する運転技術向上に係る教育等



- 自動車アセスメント・・・実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



事故の相談・解決



- （公財）日弁連交通事故相談センターによる法律相談
- 救急医療機器整備事業

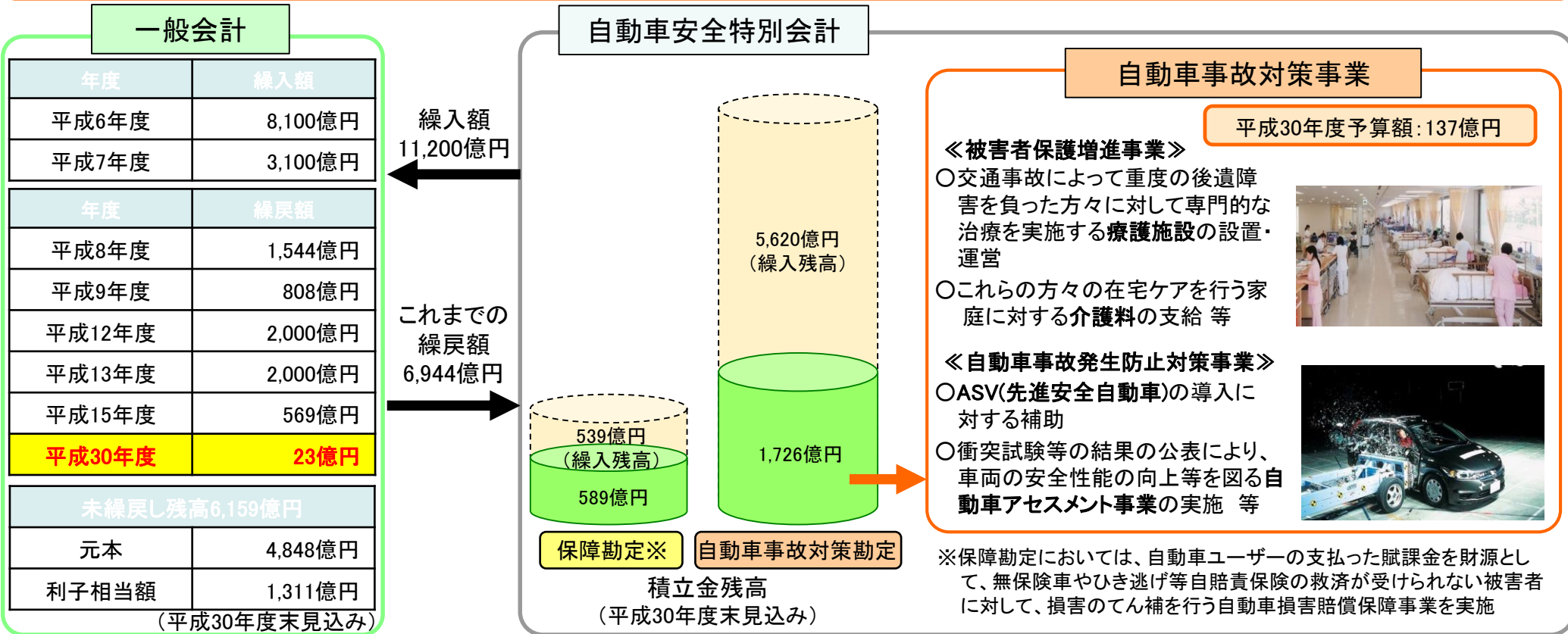
交通遺児への支援



- 生活資金の無利子貸付
- 賠償金を基にした育成給付金の支給
- 交通遺児の集いの開催

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 国土交通省では、自動車安全特別会計の積立金を財源として、被害者保護増進事業等を実施。
- 平成6年度及び平成7年度に、自動車損害賠償責任再保険特別会計(現・自動車安全特別会計)から一般会計に繰り入れた約1兆1,200億円について、これまでに6,944億円が繰り戻されたが、平成30年度末において6,159億円が繰り戻されていない。
- 法律や大臣間覚書に基づき、財務省及び国土交通省が毎年の繰戻しについて協議。



- 平成30年度予算において、一般会計から自動車安全特別会計に23.2億円の繰戻しを実施。
- 平成30年度予算において、被害者保護増進事業等を充実(療護施設や短期入所協力施設等の拡充、介護者なき後を見すえた自動車事故被害者の生活支援の充実等)(平成29年度126.6億円→平成30年度137.1億円)。
- 大臣間覚書を更新し、返済期間を従来の7年から4年に短縮するとともに、「被害者等のニーズに応じて、被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意」等の文言を新たに追加。